

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)  
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 177,609 千円

(歳出)  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,050,611 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	462,549	331,436			18,122	112,991
	重度心身障害者等医療費支給事業費	96,218	36,717			8,224	51,277
	後期高齢者医療事業費	405,698	58,880		5,828	47,131	293,859
	子育て支援医療費支給事業	90,807	22,479			9,444	58,884
	児童手当支給費	325,475	276,045			6,832	42,598
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	17,305	7,727			1,324	8,254
社会保険	介護保険事業（繰出金）	461,094	14,761			61,692	384,641
保健衛生	母子保健事業	23,463	2,312			2,923	18,228
	保健事業	100,696	2,678		2,329	13,226	82,463
	予防接種費	67,306	4,435			8,690	54,181
合 計		2,050,611	757,470	0	8,157	177,609	1,107,375

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。